

① データ提出加算及びデータ提出加算に係る届出を要件とする入院料の見直し

第1 基本的な考え方

データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、入院患者のデータ提出に係る実態を踏まえ、データ提出加算の評価及び要件を見直すとともに、データ提出加算に係る届出を要件とする入院料の範囲を拡大する。

第2 具体的な内容

1. データ提出加算について、データ提出に係る実態を踏まえ評価を見直す。
2. 提出データ評価加算について、未コード化傷病名の使用状況を踏まえ、評価を廃止する。
3. 十分に診療情報の管理等を行っているにもかかわらず、サイバー攻撃により適切なデータ提出が行えない場合があることを踏まえ、要件を見直す。
4. 新規に保険医療機関を開設する場合など、看護配置等の基準を満たしているにもかかわらず、データ提出加算に係る要件を満たさないために入院基本料が算定できない医療機関について、一定期間に限り入院基本料が算定できるよう、要件を見直す。
5. データ提出加算に係る届出を行っていることを要件とする入院料の範囲について、精神病棟入院基本料（10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。）、精神科急性期治療病棟入院料及び児童・思春期精神科入院医療管理料に拡大する。

改 定 案	現 行
【データ提出加算】 [算定要件] 1 データ提出加算1（入院初日） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>145点</u> ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>215点</u> 2 データ提出加算2（入院初日） イ 許可病床数が200床以上の病院	【データ提出加算】 [算定要件] 1 データ提出加算1（入院初日） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>140点</u> ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>210点</u> 2 データ提出加算2（入院初日） イ 許可病床数が200床以上の病院

<p>の場合 <u>155点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>225点</u></p> <p>3 データ提出加算3（入院期間が90日を超えるごとに1回） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>145点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>215点</u></p> <p>4 データ提出加算4（入院期間が90日を超えるごとに1回） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>155点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>225点</u></p>	<p>の場合 <u>150点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>220点</u></p> <p>3 データ提出加算3（入院期間が90日を超えるごとに1回） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>140点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>210点</u></p> <p>4 データ提出加算4（入院期間が90日を超えるごとに1回） イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>150点</u> □ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>220点</u></p>
<p>[算定要件] (削除)</p>	<p>[算定要件] <u>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者については、提出データ評価加算として、40点を更に所定点数に加算する。</u></p>
<p>(3) データの提出（データの再照会に係る提出を含む。）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月について、当該加算は算定できない。なお、遅延等とは、厚生労働省がDPC調査の一部事務を委託するDPC調査事務局宛てに、DPC導入の影響評価に係る調査実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）に定められた期限までに、当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料にて定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をい</p>	<p>(3) データの提出（データの再照会に係る提出を含む。）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月について、当該加算は算定できない。なお、遅延等とは、厚生労働省がDPC調査の一部事務を委託するDPC調査事務局宛てに、DPC導入の影響評価に係る調査実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）に定められた期限までに、当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料にて定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をい</p>

う。

ただし、区分番号「A207」に掲げる診療録管理体制加算1の届出を行っている保険医療機関において、サイバー攻撃により診療体制に甚大な影響等が発生し、データを継続的かつ適切に提出することが困難である場合は、この限りでない。

[施設基準]
(削除)

【地域一般入院基本料】

[施設基準]

□ 地域一般入院基本料の施設基準

① 通則

4 データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。ただし、新規に保険医療機関を開設する場合であって地域一般入院料3に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情があるときを除く。

【療養病棟入院基本料】

[施設基準]

三 療養病棟入院基本料の施設基準等

(1) 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する入院料の施設基準

イ 通則

⑧ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。ただし、新規に保険医療機関を開設する場合であって療養病棟入院料2に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情があるときを除く。

う。

[施設基準]

(3) 提出データ評価加算の施設基準(略)

【地域一般入院基本料】

[施設基準]

□ 地域一般入院基本料の施設基準

① 通則

4 データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

【療養病棟入院基本料】

[施設基準]

三 療養病棟入院基本料の施設基準等

(1) 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する入院料の施設基準

イ 通則

⑧ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

<p>【精神病棟入院基本料】 [施設基準] 四の二 精神病棟入院基本料の施設基準等 (1) 精神病棟入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準 イ 十対一入院基本料の施設基準 ⑤ <u>データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u> ロ 十三対一入院基本料の施設基準 ⑥ <u>データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p>【精神科急性期治療病棟入院料】 [施設基準] 十五 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等 (1) 通則 へ <u>データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】 [施設基準] 十五の三 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準 (8) <u>データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p>	<p>【精神病棟入院基本料】 [施設基準] 四の二 精神病棟入院基本料の施設基準等 (1) 精神病棟入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準 イ 十対一入院基本料の施設基準 <u>(新設)</u> ロ 十三対一入院基本料の施設基準 <u>(新設)</u></p> <p>【精神科急性期治療病棟入院料】 [施設基準] 十五 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等 (1) 通則 (新設)</p> <p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】 [施設基準] 十五の三 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準 (新設)</p>
--	--

[経過措置]

令和6年3月31日時点において現に精神病棟入院基本料（10対1入院基本料又は13対1入院基本料に限る。）、精神科急性期治療病棟入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

令和6年3月31日において、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4まで又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室のいずれも有しない保険医療機関であって、以下のいずれかに該当するもの、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

ア 地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2、療養病棟入院基本料の注11、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満のもの

イ 精神病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもの